書評

大石桂一『会計規制の研究』 中央経済社、2015年

小川真実

1. 序論

会計基準の設定は社会の関心事になりうるのか。資本主義を支える仕組みの一つである証券市場では、ディスクロージャー制度の一環として、財務報告が投資のポジションとその成果を測定して開示することを目的とすると定められている。この中核をなすのが会計基準である。

多くの会計史家が語るように、社会の繁栄は誠実な会計報告にかかっていたという。社会を震撼させる大規模な粉飾事件が生じると、当事者の営みよりも、会計の存在理由を糺す機運が高まる。会計は社会や時代の統治に不可欠な役割をもつ。確かに社会問題として論じる価値のあるテーマである。

社会問題を解決に向けて、経営学者ドラッカーの言動を借用するならば、民間企業は顧客創造を通じて実現する。国家であれば予算を投じ社会福祉を通じて、また篤志家ならば浄財を託し慈善事業を通じて、社会問題の解決に挑む。社会問題の解決には多様なアプローチがあるといえる。かくして、社会問題としての会計基準の設定に焦点を転ずれば、証券取引所や会計専門職などの民間主導のアプローチ、政府審議会などの国家主導のアプローチ、および市場関係者の代表者を結集した非営利団体主導のアプローチなどが考えられ、そうした社会実験が繰り返し行わ

(143)

れてきた。いずれも、市場および組織の効率的かつ公正な運営という経済社会における会計の機能と深くかかわってきた。

会計が企業や社会を統制する手段であるならば、会計を管理すべきは 第一義的に国家となる。会計基準設定の舞台では、ルール作りに参画していたのはルールの適用状況を現場で判断するアンパイヤ―の役目を果たしている会計プロフェッションであった。利益相反の懸念がつきまとっても、専門知識を独占し実務に精通している主体が中心的な役割を果たしていることに会計規制の特徴がある。とはいえ、こんにちの主要な会計先進国の会計規制体制をみれば、国家と民間とで役割分担を行っている。国家が会計基準を承認し、民間が会計基準作りを担う。つまり、会計基準設定は民間にアウトソースされているのである。

ところが, グローバル社会の進展によって, 会計を取り巻く環境は大きく変化していく。

当初は各国会計士団体の国際的な親睦の場とみなされていた国際会計 基準委員会が、国際証券規制の手段として重用されることで実効性を備 えるようになってきた。国際会計基準審議会へと改組したIASBが設定 する国際財務報告基準は、主要な会計基準とのコンバージェンスやアド プションをめぐり、世界規模で攻防を繰り広げた。統合間もない欧州連 合では域内基準の開発代行を実質的に務めることになったことを足掛か りに、いまや国際金融規制においてグローバル・ガバナンスの一翼を担 う国際的な組織とみなされている。

2. 本書の論理構成

現行の会計基準の設定は、官民の役割分担によって民間部門へアウト ソーシングされた体制のもとで行われており、これが世界の主要な会計 規制体制として普及している。

本書は、こうした現状の事実認識を基点に、このような会計規制体制

144 (144)

が成立した枠組みについて史実を追跡解明するとともに,会計基準設定のアウトソースによって,かたちを変えながら断続的に生じる現象を特定し,そのメカニズムと変化を促す要因について説明理論を構築するものである。

本書は全3部立て全13章の構成となっている。

序章 研究の目的と課題

- 第1部 会計基準設定のアウトソース
 - 第1章 会計基準設定のアウトソース:仮説
 - 第2章 証券二法の制定過程
 - 第3章 SEC創設期における会計規制の方向性
 - 第4章 1933年証券法の制定までの自主的会計規制: NYSEと会計プロフェッションの取り組み
 - 第5章 会計プロフェッションによる自主規制体制の確立
 - 第6章 第1部の総括
- 第2部 規制のオーバーラップ
 - 第7章 米国の石油・ガス会計
 - 第8章 金融規制と会計規制の相克
- 第3部 会計規制の国際的展開
 - 第9章 英国におけるPFIの会計
 - 第10章 国際的なPFI会計基準の設定と承認
 - 第11章 グローバルな会計規制の枠組みとその変化
- 終章 総括と展望

史実が示すように、地域(空間)や時代(時間)が異なれば、会計規制のあり方は異なってくる。現時点での最適解として、会計規制体制には官民協同ガバナンスの体制が構築されている。この規制制度の設計は、

(145)

会計規制の分野において「プリンシパル・エージェント関係」として説明される枠組みを提供する。

まず、アウトソース先のエージェントの選定や編成に関する諸問題などが検討課題にあげられている。こうした問題の一部は、第一部の「会計基準のアウトソース仮説」の構築作業において、検証されることになっている。

また、制度変更や機能不全を引き起こすことになる制度設計の副作用に結びつく問題も取り上げられている。会計規制の分野においては、会計基準を必要とする規制主体は証券規制目的だけではない。税制やエネルギー規制ならび銀行規制など、様々な規制主体が関心をもっている。複数の規制主体が規制過程に参画してくると、妥協の繰り返しにより想定外の結論が導かれ、不安定な帰結を波及させていくことも少なくない。「マルチ・プリンシパル」の問題である。こうした問題の一部は第二部の複数の規制主体が対立的な関係に陥ったケースでの政策決定や、第三部の多層化の進む国際ネットワーク型規制における国家の役割と機能という文脈で検証されていく。

3. 仮説の更新:第一部「会計基準設定のアウトソース」の概要

本書は、1930年代の米国資本市場におけるディスクロージャー政策を会計規制の出発点とし、本書の一貫した研究アイデアである「会計基準設定のアウトソース」仮説を成立条件を検証する。

第一部「会計基準設定のアウトソース」は、1930年代の米国において、「連邦議会―SEC―会計プロフェッション」という三層構造の会計規制体制が確立した過程を明らかにする。第1章「会計基準設定のアウトソース:仮説」では、前提となるデファクト・スタンダードとしての会計基準の性格を明らかにし、製造現場での内製と外注といったアウトソースに関する意思決定の典型例から着想を得て、取引コストの節約を

146 (146)

価値判断とする代替案のコストとベネフィットの比較秤量の考え方を, 会計基準の開発に援用し, 仮説の設定を行う。

米国型の会計規制体制の成立に関して、国家から民間への会計基準形成のアウトソースが起こるための条件を演繹的に導出することをめざし、まず検討課題を抽出し、全体仮説を構築するために2つの作業仮説を設定した。

第一の検討課題は、会計基準設定を国家戦略として内製化するのではなく民間にアウトソースした動機の解明である。この背景には、国家機構から会計プロフェッションへの会計基準設定権の実質的移譲という会計規制の史実を、規制コストの節約という視点から解明に挑んでいる。

第二の検討課題は、アウトソース先を会計プロフェッションを選定した動機である。国家が民間に会計基準設定を委任するとしても、様々な主体がある中で、なぜ会計プロフェッションに対する委任ではなければならなかったのか。当時、証券取引所も有力な母体であり、様々な会計専門職団体も乱立していた。さらに、会計学者の台頭も著しくなっていた。

会計基準設定のアウトソース仮説の導出に向けて、「国家が規制のコストを最小化するために、会計プロフェッションに会計基準設定をアウトソースした」ならびに「会計プロフェッションは、自らが会計基準を設定することを望み、会計基準設定権限を獲得した」という2つの作業仮説を検証する方針を採用している。規制コストの節約(取引コスト理論)と規制獲得のベネフィット(規制の捕囚理論)が仮説の経済合理性を支えている。こうして設定した仮説に基づき成立する可能性のある7つの「事前の説明」を提示し、これらの有効性を検証していく。

第2章「証券二法の制定過程」では、1933年証券法および1934年証券取引所法の制定過程に焦点を当て、SECの新設と会計基準設定権限を付与した理由を検証した。国家は会計基準を政府機関に設定させる意思をもっていたものの、法によって直接規定することを断念し、独立規制機

(147)

関による規則制定の道を選んだ。つまり、当初からSECを創設して規制 権限を委譲する方針ではなかったことが明らかにされた。

第3章「SEC創設期における会計規制の方向性」では、1934年のSEC 創設から1938年会計連続通牒第4号の公表によって会計基準設定権がアウトソースされるまでの期間において、SECの会計規制への取り組みを考察する。SECは基準設定に必要な専門能力のある人材を欠いていたので、民間部門に基準設定をアウトソースした。むろん無条件で委譲したのではなく、監督された自主規制という考えのもと、ルールの承認と執行を通じてSECが民間の基準設定をコントロールする制度を構築したと結論づけている。

第4章「1933年証券法の制定までの自主的会計規制」では、1933年証券法が制定されるまでの期間に、ニューヨーク証券取引所と会計プロフェッションの動向に焦点を当て、会計基準設定能力をめぐる会計プロフェッション以外のアウトソース先の有力な可能性について検討する。開示実務の自主規制を進める証券取引所は1929年の株価大暴落や公的規制を望む世論の動向に押され、証券業界のインサイダーとみなされないためにも、会計プロフェッションと協調することが求められた。会計プロフェッションは専門知識や経験を独占することで特権を維持したかったため、特権の剥奪を誘発する懸念のある会計基準の標準化や詳細化には消極的であったことが明らかにされた。

第5章「会計プロフェッションによる自主規制体制の確立」では、1933年証券法の制定から1938年の会計手続委員会の改組までの間の出来事から、会計基準のアウトソース先として会計プロフェッションに白羽の矢が立った理由や消極的だった会計プロフェッションが引き受けた理由を検討した。SECからの圧力と会計学者というライバルの出現により、アウトソース先の会計プロフェッションは会計基準設定過程に参加しないことによる不利益の重要性に気づき、会計基準設定主体となる意思を

148 (148)

持つようになった。またSECの私的統制派は規模や資金など組織力に優れる会計プロフェッションに圧力をかけることで、アウトソース先にふさわしい主体に変革しようとしたことが明らかにされた。

第6章「第一部の総括」では、「連邦議会一SEC一会計プロフェッション」の三層構造として特徴づけられる米国型の会計規制体制の形成過程を整理する。国家機関であるSECは基準設定に必要な資源(予算、人員、会計専門能力および時間)を調達できなかったため、民間部門に会計基準設定をアウトソースすることにした。とはいえ、会計プロフェッションは、自ら進んで会計基準設定権を獲得しようとしたわけではない。むしろ、基準設定のアウトソース先を選定していた国家は、基準設定主体になることを躊躇していた会計プロフェッションに「脅威」を与え、会計基準を設定する意思を持つように誘導した。専門性の強化や経営者からの独立性など、「アウトソース先」にふさわしい主体に変える取り組みは、会計プロフェッションに対する重要な課題となり続けた。かくして「会計基準設定のアウトソース仮説」は当初の内容から更新され進化したといえよう。

4. 会計規制のエージェンシー問題:マルチ・プリンシパルとの 対峙

(1) **国内問題としての会計規制:第二部「規制のオーバーラップ」の概要** 第二部「規制のオーバーラップ」では、「危機」に際して複数の規制 目的に資する会計基準の設定が求められた事例を取り上げ、制度変化を めぐる利害対立の結果として会計規制のあり方も変化し、それによって 設定される会計基準の性格や内容に変化がもたらされるという論点を考 察している。

第一の事例研究として,第7章「米国の石油・ガス会計」は,1970年代の「エネルギー危機」における石油・ガス会計基準の設定過程を取り

(149)

上げる。本事例は証券規制とエネルギ規制との両立を試みた事例として知られ、1930年代に確立した米国の会計規制体制「連邦議会—SEC—FASB」という「単線的な権限移譲関係」の枠内にはおさまらない、いわゆる「マルチ・プリンシパル」の状況が生じたことを示す。こうした複数の規制目的の達成を求められる想定外の状況のもとでは、既存のアクターの認識と戦略が変化するとともに、それまでは関わってこなかったアクターが登場することで、政策結果が不安になったことが明らかにされた。

第二の事例研究は規制緩和によって複数の規制目的に資する会計基準の設定が求められた場合に、会計規制のあり方に対する変化を検証した。第8章「金融規制と会計規制の相克」は、「証券規制と銀行規制のオーバーラップ」と「一般目的の会計基準と銀行規制のオーバーラップ」の2つの観点から、①SECによる銀行ディスクロージャー規制、②S&L危機、および③ファイヤー・ウォールの撤廃という3つの事例を取り上げて考察した。「複数の規制目的を一組の会計基準(GAAP)で達成しようとするとき、いずれかの規制目的が阻害されかねないということ」が事例から明らかにされた。1930年代の創設以降、SECは時価会計に否定的であったものの、1980年代のS&L危機以降にはFASBに時価会計の導入を迫るようになり、その後の公正価値評価の拡大への道筋が開かれたのは、こうした背景があることを本章は示している。

(2) 国際問題としての会計規制:第三部[会計規制の国際的展開]の概要

第三部「会計規制の国際的展開」では、「グローバル化の進展」と「国家の役割の変容」という視点から、会計規制のあり方に対する変化を考察する。こんにちの国際的な規制は「国内―地域―グローバル」という「多層化」という特徴と、主権国家や各国規制機関などの行政機関のみならず、自主規制機関やNGOなどの非政府部門から構成される「ネッ

150 (150)

トワーク型」という特徴が観察される。また、「政府の現代化」は行政機能の棚卸を通じて民間部門へのアウトソーシングを加速している。こうした特徴を備えたこんにちのグローバル・ガバナンスの構造は会計基準設定に大きな影響を及ぼしているという問題意識が順次検証されていく。

第9章「英国におけるPFIの会計」では、国内次元の問題として、企業会計と公会計の交錯点に位置している英国PFI会計基準を事例を取り上げ、会計規制のあり方、とりわけ会計基準設定における「利害調整」のあり方の変化を析出する。英国PFI会計基準設定の事例では、「従来は投資家・財務諸表作成者・監査人の間での利害調整が主であった」のに対して、経済政策や財政政策という立場から政府が基準設定過程に参画してきたことで、「会計基準制定における利害調整の質的な変化」が生じたことが明らかにされた。つまり、国家自身が会計基準の「利用者」になる場面では、国家は会計基準設定に介入しようとする強い動機をもつ。こうした変化は、会計プロフェッションや基準設定主体の正統性付与機能にも及ぶため、アウトソース先の中立性という根本的な問題を再燃させる。

第10章「国際的なPFI会計基準の設定と承認」では、地域/グローバル次元の問題として、IASBによるPFI会計基準の設定とEUにおける承認問題を取り上げた。IASBは単一の国家や単一の規制機関からではなく、複数の国家・地域・規制機関から会計基準の形成をアウトソースされており、米国の会計規制体制のような単線的な関係ではなく、「マルチ・プリンシパル」との利害調整が常に要請される構造になっている。しかも、政府の現代化の進展により、国家が会計基準の利用者となる局面が増加した。こうした基準設定環境の変化によって、会計基準をめぐる新たな対立が生じているとしている。それゆえ、IASBは「単なる財務報告のための基準を設定する機関ではなく、グローバル・ガバナンスの一翼を担う機関となった」とみなすべきという。

(151)

第11章「グローバルな会計規制の枠組みとその変化」では、IASCから改組したIASBがグローバルな会計基準設定主体としての地位を確立するとともに、2007年の「世界金融危機」を経て、会計規制の枠組みやIASBの会計基準設定主体としての性格を変化させたことの意味を検証した。IASBが「従来の証券規制の枠内における利害調整に加え、異なる規制目的に起因する規制機関の間での利害調整、さらには、国家・地域の間での利害調整という役割も担うようになった」のは、「組織存続の可能性を高めるために、戦略的にその会計基準設定主体としての性格を変化させてきた」からである。

終章では、本書における「総括と展望」が示されている。会計規制研究の展望を素描する観点から、優先順位の高い検討課題が2つ提示され、まず会計基準設定の契機とそれを担う会計基準設定主体について光を当て、会計史研究と会計規制研究の交錯する分野として示唆している。次に、IASBへの改組の際でも話題になった会計基準設定機関の編成原理について鍬を入れている。時代や国ごとに異なる会計基準設定機関の組織の特徴に、合理性の観点から問題提起を行っている。

5. 本書の特徴と批判

(1) 重厚な分析方法と仮説の精緻化

科学性を具備した学術論文は、仮説の構築と検証という論理構成が形成される。一定の事実から帰納的に命題を導出し演繹的な仮説を構築する。様々な実証手法から最適な方法を選択し、仮説を検証する。こうした研究スタイルが標準化されている。

本書もまた、仮説の構築と事例研究を通じた仮説を論理的に検証していくリサーチデザインを採用しているおり、そこに顕著な特徴がある。 現時点での一定の事実認識に基づいて直線的に仮説を構築するではなく、 暫定的に仮説を設定し、史実に照らしてその妥当性を検証することに

152 (152)

よって、仮説の精度を高めていく緻密な作業を進めている。

また、第二部および第三部にみられるとおり、本書は更新した仮説を 「比較のベンチマーク」として、会計規制の時間的および空間的な「相違」や「変化」について説明を試みている。こうした事例による検証作業を通じて、更新された仮説がどのように進化したのかについては定かではないが、今後の検討課題の解明が進むことで解決されるものと思われる。

本書が提示する「会計基準設定のアウトソース仮説」は、取引コストの経済理論について支持したものの、規制の経済理論である捕囚理論を棄却した。とくに、後者の結果は、著者が前著『アメリカ会計規制論』で示したストーリを否定することとなったが、厚い記述によって競合する説明を排除しながら検証を進めてきた結果である。前著の研究成果を否定する結果になっても、学問の発展に挑む著者の誠実な研究姿勢に敬意を表したい。

(2) 「会計基準設定のアウトソース」仮説の進化に向けて

本書の当初の目的である「会計基準設定のアウトソース仮説」は、会計規制の出発点において、規制コストに関する行政負担の軽減を確認したものの、官製市場の民間開放ではなく民間へのコスト負担の移転という内容に更新された。

時代や社会の情勢が変化し、アウトソース先の民間部門にも構造変化が生じている。特殊な事例かもしれないが、日本の中小企業会計基準設定の事例では複数の主体がルール作りに参画した。こうした事例からも、更新した仮説の整合性が今後も検証されるべきであろう。

会計基準設定のアウトソース仮説が成立するための前提条件には、資本市場のルールとしての会計基準の需要と供給に関する事情や外部環境が影響を及ぼす。そうなると主たる分析対象は、会計専門知識という資

(153)

源を安価に調達する能力,つまり「会計資源偏在仮説」を検討することになるが、それに留まらない。国民経済における証券市場の重要度、会計基準と関連諸制度との結びつきなどが考察の対象に挙げられている。 著者の研究プログラムでは、こうした考察対象を増やしていくことで、仮説の精度を高めることを続けていく方針である。

さらに今後の課題のうち、優先度の高いものとして、会計基準設定の契機と主体の動機および会計基準設定機関の編成原理が挙げられている。前者の方向性は、会計基準設定への参画に消極的な会計プロフェッションの動機が1930年代の米国の特有の事情であるか否かを検証することをめざしている。また、戦後日本における会計基準設定機関の変遷も視野に入れている。これまでの財務会計研究では、経済民主化のために証券市場を整備する必要性に従って誕生した「企業会計原則」に射程を合わせ、その内容を規範的に論じてきた。こうした規範的な財務会計研究とは一線を画し、占領下という特殊な時代背景から現在に至るまで、会計基準設定機関の変遷と理由を解明することをめざしている。会計史研究と会計規制研究とが交錯する興味深い領域であり、多くの研究者にとって共感できるものといえよう。

また、会計基準設定機関の編成原理は理念的に、「利害代表型」と「専門・利害中立型」に大別され、とりわけ米国型の会計基準設定機関の変遷を事後的に検証するツールであり、またIASBへの改組に際しても議論になったテーマである。古くて新しい事例が散見するものばかりであるが、会計規制研究において十分な蓄積のある領域とはいえない。その意味で、本書はあくまでも「途中経過」と位置づけられているのは大いに納得できうる。

(3) 会計規制のエージェンシー問題

本書は、未曾有の危機によって複数の政策目的を1つの規制手段で達

154 (154)

成しようとするとき、制度は予定したとおりに機能せず、政策結果が不安定になることを明らかにした。これは国内次元の問題としてではなく、国際次元の問題としても観察されるため、「会計規制のエージェンシー問題」の存在を明らかにしたことほかならない。その結果、IASBが単なる会計基準を開発する基準設定主体であるわけではなく、グローバル・ガバナンスの一翼を担う組織になったというIASBの役割期待の変容に関する指摘は傾聴に値する。こうした会計規制研究の進化に向けた手がかりの提示は多大な貢献といえるが、この解決に向けたアイデアは会計基準設定機関の編成原理の解明にかかっているのかどうかは、非常に興味深い。

(4) 会計規制の産物としての会計基準の意義

評者もまた、会計規制研究の末席に連なる者として、著者と共通の根源的な問題意識を有している。本書の冒頭でも示されているとおり、会計基準設定を担う主体や基準設定機関の編成が国や時代によって異なることによって、そうした違いが設定される会計基準の内容にいかなる影響が及ぼされるのかという問題である。

この問題意識の前半が本書が取り組んだ課題であり、後半部分は設定された会計基準を検証材料として会計の根源を問うものであり、会計のアイデンティティの連続と変化を明らかにすることになる。特に後半部分は、これまでの財務会計研究にあって規範演繹的な会計研究が取り組んできた課題であるものの、規範演繹的な研究自体は経験科学ではないため、研究のアプローチ方法が見直されつつある。例えば規範帰納的な研究手法による課題解決が試行されている。

設定された会計基準の内容が利害関係者の意向を反映することによって、会計基準設定主体が描く世界観とどれほどの距離感が生まれいるのかを検証することも、会計規制研究を発展させ、ひいては会計のアイデ

(155)

ンティティに迫ることになるのではないかと思われる。

本書は標準的な研究方法を遵守しているとはいえ、その分厚い記述や 緻密な議論は読者の力量を問うている。誠実な議論であるがゆえに、積 み残した課題が全体を貫くアイデアとどのように結びつくのかを意識し なければ、本書の構想を見失う懸念もある。

評者自身も、更新されたアウトソース仮説が会計規制のエージェンシー問題の事例に対してどのような意味を持つのかについて、明確な解釈を見いだせていない。遠く眺めるとなだらかで美しい山々が近づくにつれ、急峻な山岳地帯であることが判然としたときの心象を与えるかのように、気持ちを引き締めて読まねばならない研究書であることには間違いないであろう。

(2016年3月30日受理)

156 (156)